

監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年8月1日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

第1 監査種別

財政援助団体監査

第2 監査の対象

財政援助団体	一般社団法人新城市観光協会
所管部課	産業振興部観光課

第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間

令和7年5月22日～令和7年7月30日

第5 監査の方法

一般社団法人新城市観光協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認の上、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

一般社団法人新城市観光協会は、新城市を訪れる観光客の課題を理解し、楽しませ、様々な業種や団体及び事業を繋ぐ場となり、地域づくり及び地域経済の活性化を図り、もって新城市の価値を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的に、令和5

年に設立された団体である。

(1) 役員数（令和7年4月末現在）

理事10名（うち会長1名、副会長2名、専務理事1名）

(2) 事務局体制（令和7年4月末現在）

事務局長1名、事務員3名、臨時職員3名

(3) 事業

1. 観光客の誘致促進に関する事業
2. 観光情報の発信に関する事業
3. 観光振興に関する事業
4. 観光物産の振興に関する事業
5. 物販・サービスの販売に関する事業
6. 観光施設の管理運営に関する事業
7. 観光イベントの運営に関する事業
8. 旅行商品の販売及び斡旋に関する事業
9. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 監査対象事業について

補助事業等

新城市観光協会補助金

令和6年度 13,605,000円

令和7年度 23,220,000円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、団体のあり方について、再度、市と観光協会の間で検討、調整する必要が感じられた。軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【一般社団法人新城市観光協会】

意見

- 1 令和5年の法人化にあたり目指した姿や方向性がしっかりと継承されていないように思われる。法人化に向けて議論された内容を再確認の上、今後の方向性を市とともに検討されたい。
- 2 現在の人員体制は非常に脆弱であるので、体制の強化に努めるとともに、市と協力体制を組んで事業実施に取り組まれない。
- 3 地元や企業の支援をいただくのぼりまつりと花火大会については、事業説明や調整を十分に行い、理解が得られるよう慎重に取り組まれない。

【産業振興部観光課】

意見

- 1 令和5年の法人化にあたり目指した姿や方向性がしっかりと継承されていないように思われる。法人化に向けて議論された内容を再確認の上、今後の方向性を観光協会とともに検討されたい。
- 2 観光協会の人員体制は非常に脆弱であるので、体制の強化に向けて支援に取り組まれたい。
- 3 新城市観光協会補助金交付要綱では、補助事業及び補助対象経費については明文化されているが、自主事業と委託事業との関係が不明確であるので、要綱の見直しを検討されたい。
- 4 観光基本計画を見直し、新城市及び新城市観光協会、並びに奥三河観光協議会の役割を明確化し、協力して観光振興に取り組まれたい。